

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の概要

### 1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和 21 年に京都府を中心とした京阪神地区で第 1 回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和 40 年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成 4 年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成 13 年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

### 2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和 6 年に佐賀県で開催される第 78 回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

- ・大会名称：「第 79 回国民スポーツ大会」「第 24 回全国障害者スポーツ大会」
- ・愛称：「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」
- ・スローガン：「湖国の感動未来へつなぐ」



### 3 主催

国民スポーツ大会の主催者は公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省および開催地都道府県とし、各競技については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町村に、その他の関係団体を加えたものとなります。

### 4 大会の開催時期等

#### 【第 79 回国民スポーツ大会】

- ・開催時期：令和 7 年 9 月 28 日（日）～10 月 8 日（水）
- ・開催期間：11 日間以内

#### 【第 24 回全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：令和 7 年 10 月 25 日（土）～10 月 27 日（月）
- ・開催期間：3 日間

## 5 実施予定競技

### 【国民スポーツ大会】

#### 《正式競技》37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

##### ①毎年実施競技（36 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

##### ②隔年実施競技（ボクシング、クレー射撃のうち 1 競技を実施）

ボクシング

#### 《特別競技》1 競技

高等学校野球（硬式および軟式）

#### 《公開競技》7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

#### 《デモンストレーションスポーツ》

県民を対象とし、滋賀県にて種目を決定されます。

#### 実施競技

スポーツ拳法、スリースマイルゴルフ、百人一首競技かるた、ラジオ体操第 3（初代・二代目）、ユニカール、ウォーキング、ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウェルネス吹矢、スローイングビンゴ、スポーツチャンバラ、ビリヤード、ソフトバレーボール、カローリング、スポーツ鬼ごっこ、キンボール、里湖で地域を結ぶウォーキング、フットサル、ユニホック、還暦軟式野球、ミックスバレーボール 等

### 【全国障害者スポーツ大会】

#### 《正式競技》14 競技

	競技名	障害種別		競技名	障害種別
個人 競技	陸上競技	身・知	団体 競技	バスケットボール	知
	水泳	身・知		車いすバスケットボール	身
	アーチェリー	身		ソフトボール	知
	卓球（サント・テーブルテニス含む）	身・知・精		グランドソフトボール	身
	フライングディスク	身・知		フットベースボール	知
	ボウリング	知		バレーボール	身・知・精
	ボッチャ	身		サッカー	知

#### 《オープン競技》

滋賀県実行委員会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、文部科学省による協議のうえ決定されます。（例：肢体障害者ボウリング、ブラインドテニス、精神障害者フットサル、ゴールボール 等）

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 開催準備経過

これまでの主な経過

※   は市関係分

年 度	内 容
H24	滋賀県議会において「第 79 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
H25	知事、県教育委員会、滋賀県体育協会会長から、文部科学大臣および公益財団法人日本体育協会会長に「第 79 回国民体育大会開催要望書」を提出 公益財団法人日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解（滋賀県開催が内々定） 滋賀県準備委員会の設立（H25.10.31） 滋賀県準備委員会において開催基本方針の決定 滋賀県準備委員会において会場地市町選定基本方針等の決定
H26	主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）の決定
H28	正式競技会場地市町第二次内定（H28.8.3） サッカー、バレーボール、ソフトボール
H29	正式競技会場地市町第三次内定（H29.7.31） 軟式野球
H30	中央競技団体正規視察 サッカー（H30.7.10） 〃 バレーボール（H30.11.6） 〃 ソフトボール（H30.11.8） 〃 軟式野球（H30.11.14）
R1	全国障害者スポーツ大会会場地市町第一次内定（R1.5.17） サッカー（知） 公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、第 79 回国民スポーツ大会の開催地に滋賀県が内定（R1.7.17）
R2	第 75 回国民体育大会（鹿児島県）の開催延期決定（R2.6.19） 公開競技会場地市町第二次内定（R2.7.1） エアロビック 全国障害者スポーツ大会オープン競技会場地第一次市町内定（R2.7.1） ゴールボール
R4	デモンストレーションスポーツ競技会場地市町第三次内定（R4.4.19） 還暦軟式野球 公益財団法人日本スポーツ協会の理事会で第 79 回国民スポーツ大会の会期が決定（R4.7.14） 滋賀県準備委員会から、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会へ改組（R4.8.7） 公益財団法人日本スポーツ協会の理事会で第 24 回全国障害者スポーツ大会の会期が決定（R4.9.9） わた SHIGA 輝く障スポリハーサル大会の日程の決定（R5.1.26）
R5	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会の設立（R5.5.15）

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（案）

## 第1章 総則

## （名称）

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

## （目的）

第2条 実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、守山市が開催する競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

## （所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催、運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事務および事業事項に関すること。

## 第2章 組織

## （組織）

第4条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 守山市を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

## （役員）

第5条 実行委員会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

## （役員を選任）

第6条 会長は、守山市長をもって充てる。

2 副会長および監事は、他の委員からの承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

## （役員職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

3 会議は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

(3) 事業計画および事業報告に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

5 会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて会議に参考人を招き、意見を聞くことができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を議会の議決に代えることができる。

### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第 10 条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、または会議の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

## 第 5 章 事務局

### (事務局)

第 11 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長およびその他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 6 章 会計

### (経費)

第 12 条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

### (収支予算および収支決算)

第 13 条 実行委員会の収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第 14 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 7 章 解散

### (解散)

第 15 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、守山市に帰属するものとする。

## 第 8 章 補則

### (委任)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会  
令和5年度収支予算書（案）

第4号議案

歳入

単位：円

科目	予算額	備考
市負担金	9,840,000	守山市負担金
繰越金	0	前年度繰越金なし
雑収入	0	
合計	9,840,000	

歳出

単位：円

科目	予算額	備考
<b>総務費</b>	<b>110,000</b>	
会議費	10,000	実行委員会 開催経費（お茶、通信料）
事務局費	100,000	消耗品費、備品購入費等事務諸経費
<b>開催準備費</b>	<b>9,230,000</b>	
調査費	1,500,000	国スポ・障スポ大会、リハ大会視察経費 （事務局職員の視察） 【鹿児島国体視察】 【鹿児島障スポ視察経費】 【佐賀県リハーサル大会視察経費】 【鹿児島国体事業概要説明会】
広報啓発費	3,230,000	啓発関連経費 【横断幕・掲示フラッグ作成】 【その他広報・啓発物作成】
事業費	4,500,000	会場設計委託料（本大会・リハーサル大会） 【市民運動公園、ビッグレイク分】 【水口スポーツの森陸上競技場分】
<b>予備費</b>	<b>500,000</b>	
予備費	500,000	
合計	9,840,000	

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱要項（案）

**1 趣旨**

この要項は、守山市で開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」およびその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

**2 協賛の内容**

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発および歓迎装飾に係る物品またはその他大会の運営に要する必要な用具等（以下「協賛物品等」の受け入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

**3 協賛の実施方法**

- (1) 協賛は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

**4 協賛として受け入れられないもの**

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するものおよび公序良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障をおよぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他市実行委員会が適当でないと認めるもの

**5 協賛の表示**

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、市実行委員会と協議し、市実行委員会の承認を得て行うものとする。

**6 協賛への謝意**

協賛を受け入れたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて、ホームページ等にその旨を掲載することができる。

**7 協賛の受入期間**

協賛の受入期間は、大会終了までとする。



## 8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要項は、令和5年5月15日から施行する。

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱基準

### 1 目的

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱要項第8項に規定する協賛の取扱について、次のとおり定める。

### 2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	感謝状等	対応方法
企業・団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式
	50万円未満 10万円以上		持参
	10万円未満	礼状	郵送

### 3 協賛者名掲載基準

プログラム等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	ホームページ	プログラムまたは報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・団体等	10万円以上	協賛者ロゴ(バナー)貼付、写真および記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	可
	10万円未満	協賛者名掲載			

### 4 その他

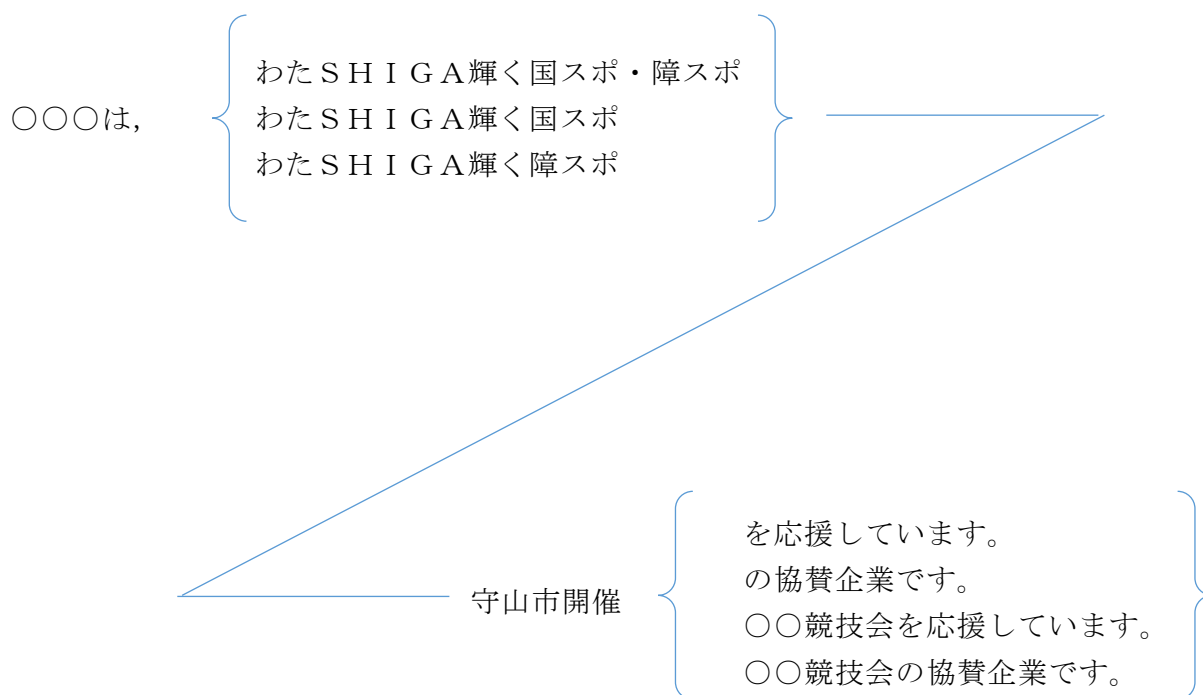
この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

### 5 備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の

呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に市実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)



※市・競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できません。

# 協賛申込書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
守山市実行委員会 会長 あて

(申込者)

所在地

名称

代表者名

印

守山市で開催されるわたSHIGA輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

## 記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年	月 日
その他		

【個人協賛の場合は、下記にチェックをお願いします】

○「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱要項」および「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

同意する

○氏名の公表に同意します。

同意する

同意しない

〔担当者連絡先〕

所属名

氏名

電話

## 個人協賛にあたっての確認書

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱要項および当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえでお申込みをお願いいたします。

### 1 個人情報の取扱い

- (1) 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱要項」および「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品等ならびに市実行委員会ホームページ等に個人の氏名を掲載することができます。
- (3) 市実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受け入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

### 2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

## 協賛受領書

令和 年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
守山市実行委員会 会長

守山市で開催されるわたSHIGA輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会にかか  
る協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年	月 日
その他		

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局規程（案）

## 第1章 総則

## （趣旨）

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（以下「会則」という。）

第11条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （事務局）

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、守山市総合政策部に置く。

## （所掌事務）

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

## （職員）

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる守山市職員をもって充てる。

2 前項に定める職員のほか、必要に応じ非常勤職員および臨時職員等を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任命する。

## （職務）

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 副局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局次長は、副局長を補佐し、副局長に事故があるとき、または副局長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

## （服務）

第6条 職員の服務については、守山市職員服務に関する規程（昭和30年1月15日訓令第2号）の例による。

## 第2章 決裁

## （決裁事項）

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会の会議（以下「会議」という。）の招集に関すること。
- (2) 会議に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関すること。

#### (専決事項)

第8条 事務局長および事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

#### (代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

### 第3章 文書の取扱い

#### (文書の管理および取扱い)

第10条 文書には、「国障守実委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

- 2 処理済の文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。
- 3 会則第15条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を守山市へ引き継ぐものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、守山市文書管理規程（平成10年7月1日訓令第6号）の例による。

### 第4章 公印

#### (公印)

第11条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体および用途は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。
- 3 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、守山市公印規則（昭和63年9月1日規則第24号）の例による。

### 第5章 財務

#### (旅費および費用弁償)

第12条 職員の旅費の額およびその支給方法については、守山市職員の旅費に関する条例（昭和30年1月15日条例第13号）の例による。

- 2 市外に在住または在勤している実行委員会の委員等が、会議への出席のために、市外から鉄道および路線バスを利用して旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合またはその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによる。

#### (予算)

第13条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。



2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 14 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 13 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 15 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 16 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第 17 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、守山市財務規則（昭和 39 年 7 月 1 日規則第 6 号）その他の守山市の財務に関する規則等の例による。

## 第 6 章 補則

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

## 付 則

この規程は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。 (2) 会議の開催運営に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。 (4) 実行委員会の予算および決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	総合政策部長
副局長	総合政策部次長
事務局次長	総合政策部スポーツ振興課長
事務局職員	総合政策部スポーツ振興課職員

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答 および報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員、臨時職員等の任免 手続きに関すること。	○	
(3) 非常勤職員、臨時職員等の服務 に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 旅行の命令に関すること。	委員等、副局長、事務局次長	事務局職員、非常勤職員、臨時職員等
(6) 予算の執行に関すること。	1件の予定価格が500万円以上のもの	1件の予定価格が500万円未満のもの
(7) その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの

別表第4（第9条関係）

決裁権者	代決者
------	-----

会長	会長があらかじめ指名する実行委員会副会長
事務局長	副局長
事務局次長	事務局次長があらかじめ指名する職員

別表5（第11条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 守山市実行委員会会長之印	正方形	27 ミリメートル	てん書	会長名を もってする文書
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 守山市実行委員会事務局長之 印	同上	24 ミリメートル	てん書	事務局長名を もってする文書